事　　務　　連　　絡

令和２年　２月２８日

地域密着型サービス事業所　各位

奄美市高齢者福祉課長

地域密着型サービス運営推進会議の臨時的な取扱いについて

本市の介護保険行政の推進につきましては、平素よりご理解ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

　さて、新型コロナウイルス感染症対策について、厚生労働省から介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いが示されているところですが、当市における地域密着型サービス運営推進会議の臨時的な取扱いを下記のとおりお示しいたしますので、事業所の実情に合わせた柔軟な対応をお願いいたします。

　なお、本事務連絡は会議の開催を妨げるものではないことを申し添えます。

記

○当市における運営推進会議の臨時的な取扱い

　当面の間、文書による情報提供・報告をもって会議に代えることを可といたします。

　　なお、この取扱いをおこなう場合は、委員の方々へ別紙（例文）に基づいた案内文と会議資料の送付及び下記連絡先までご一報をお願いいたします。

|  |
| --- |
| 【連絡先】奄美市高齢者福祉課資格審査係【担当者】中村、中屋　ＴＥＬ：５２－１１１１（内線５０２３）　　　　　ＦＡＸ：５７－６２５２　　　　　E-mail：korei@city.amami.lg.jp |

（例文）

令和２年３月○○日

運営推進委員　各位

令和元年度　第○○回　運営推進会議の文書による情報提供・報告について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、○○事業所　令和元年度　第○○回　運営推進会議を３月○○日（○）に予定しておりましたが、奄美市から示された地域密着型サービス運営推進会議の臨時的な取扱いに基づき、今回の会議は文書による情報提供・報告をもって代えさせていただきます。

なお、内容に疑義等がある場合は、恐れ入れますが、個別にご連絡をお願いいたします。

ご理解の程、よろしくお願いいたします。

○○事業所